



# 郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●  
 郵政産業労働者ユニオン  
 東京地方本部  
 発行責任者 田中 孝史  
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3  
 京橋通郵便局 5F  
 TEL・FAX 03-3535-5447  
 piwutokyo@yahoo.co.jp

## 20条・東西最高裁



10月15日(木)

13時15分

# 勝利判決をかちとろう！

最高裁に多くの組合員の結集を！

2014年5月に東京地裁、6月に大阪地裁に提訴した東日本・西日本の郵政労働契約法20条裁判(第一次訴訟)は、地裁・高裁で格差是正の勝利判決を勝ち取り、最高裁に上告されています。9月10日午後から最高裁で東日本・西日本裁判の弁論がおこなわれました。西日本では18席、東日本では17席の傍聴席を求め、多くの組合員、支援者が駆けつけました。支援者の中には同じ労働契約法20条でたたかう大阪医科薬科大学やメトロコマースの仲間も参加しました。

日本郵政は一貫して正社員には、長期雇用のインセンティブ付与が必要であり、非正規社員は短期雇用であり必要ないと主張しています。原告の組合員は10年以上も働いている非正規社員であり、日本郵政の全社員の半分の19万人が非正規社員で彼らがいけないと業務が回らない現実があります。今だに日本の経営がどうかを格差の根拠にする会社側弁護団は明らかに時代遅れです。弁護団は、労働条件の主旨、目的に照らし格差は合理性があるかどうか、判断されるべきであり格差は違法であると主張しました。

非正規社員は主たる戦力として郵便物の配達や関連する業務にあたっています。正社員のみで現在の業務を行うのは不可能です。

最高裁判所が憲法にのっとり、正義を作る機関であるならば、勝利は間違いありません。今回は判決で10月15日東日本・西日本とも15時に出されま

## 格差是正をおこなえ！ 集団訴訟

2020年2月14日と18日に全国8地裁に郵政ユニオンに所属する非正規社員の組合員154名が一斉に提訴した集団訴訟は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて大幅な延期を余儀なくされました。

緊急事態宣言があけた6月3日に北海道訴訟の口頭弁論が始まり、19日に中国訴訟、23日に長崎訴訟、7月3日に四国訴訟、20日に近畿訴訟、8月25日に福岡訴訟と相次いで開かれ、全国の訴訟の最後に9月3日、東日本訴訟の第1回口頭弁論が東京地裁で開かれました。3人の原告が意見陳述を行い、正社員との不合理な格差に怒り、是正するために勇気を持って裁判

にたち上がった東日本原告57人を代表して行いました。

今、コロナウィルス感染の中、命と健康不安を抱えつつ郵政事業の根幹を非正規社員が担っています。しかし、その待遇は改善されていません。万が一、自身が感染しても無給の病気休暇が付与されますが、正社員は有給の病気休暇があります。同じ業務と責任を負い、働いていても、このような格差を私たちは「不合理」だと考えます。

新型コロナウイルス感染拡大の中、格差是正は待ったなしです。次回は12月10日(木曜日)に510法廷で10時からです。みんなで裁判傍聴しよう。



7年8ヶ月続いた安倍政権に変わり、政権を支えてきた

官房長官が総理大臣になり、菅内閣が誕生しました。自民党総裁選では「安倍政治」の継承と、めざす社会像として自己責任を押し付ける言葉を繰り返しました▼大企業と大株主の利益を追求し、貧困と格差を拡大してきた「アベノミクス」、「憲法9条改定」「沖縄・辺野古への米軍新基地建設」など安倍政権の悪政を継承する構えです。「森友・加計」「桜を見る会」など、疑惑については結着済みだとの姿勢に終始しています▼「国民に信頼される政府をつくらせていきたい」と語っていますが、疑惑にフタをしたままでは国民の信頼を得ることはできません▼官邸の人事権を官邸が握ることで付度が生まれ、行政がゆがめられてきたことについても反省はありません▼新しい希望ある政治をつくるため、市民と野党の共闘の力で自公政権を倒し、新しい政権をつくる必要があります。(飯)

労契法20条

# すべての争議の早期、全面解決をめざして！ 東京地評争議支援行動おこなわれる

## 9月15日

9月15日「すべての争議の早期全面解決・許すな解雇・差別・労働条件の引き下げ、コロナ被害を補償せよ」をスローガンに17の争議団が参加し、争議の早期解決を求めた東京地評主催の支援行動が取り組まれました。



私たち郵政ユニオンの組合員、支援団体は郵政本社前で、郵政20条裁判の最高裁での勝利判決めざし70人で声をあげてきました。本部日巻委員長は「正規社員と非正規社員の賃金や労働条件に大きな格差がある。その格差是正を求めているのが、郵政20条裁判。最高裁にも勝って全ての非正規社員が安心して働き続けられるようにしたい」と決意表明をおこないました。

続いて、集団訴訟原告の練馬支部組合員は「郵政20条集団訴訟の勝利とすべての人々の明るい未来のために奮闘していく」と支援を訴えました。20条裁判原告の浅川さんは「地裁、高裁に勝って最高裁。非正規社員の待遇に差をつけてはならないというのは時代の流れになっている。最高裁でも勝って更に前にすすめていきたい」と決意を語りました。



本社前行動の支援に参加していた青年は、「この裁判の成り行きは私たちの職場にも大きく影響してくる。だから何としても勝って欲しい」と言っていました。まさに社会的にも大きな影響をあたえる裁判です。皆さん！最高裁での勝利判決をめざして、共にがんばりましょう！

### 労契法20条東日本・西日本最高裁判決

10月15日(木) 15時～最高裁第1小法廷

最高裁前事前集会 南門付近 13時15分集合  
判決後 集会 15分から20分程度

記者会見 16時30分 衆院第1議員会館  
報告集会 16時30分から17時45分  
衆院第1議員会館

**多くの組合員の参加を！**

### 当面の行動日程

- 10月3日(土) 東京地本第9回 定期大会
- 10月15日(木) 郵政労契法20条 東日本・西日本最高裁判決
- 10月30日(金) けんり総行動・東京 総行動
- 11月7日(土) 地本執行委員会
- 11月20日(金) 20条裁判追加訴訟 第3回弁論
- 12月10日(木) 集団訴訟第2回弁論